

各 都道府県 民主主幹部局 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

実務者研修の「介護過程Ⅲ」の開講促進に伴う実施機関からの
届出等に関する特段の配慮について（ご依頼）

介護福祉行政の推進につきましては、日頃より多大なるご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

令和6年度国家試験を受験するEPAルートを受験者の入国状況に鑑み、以下について、特段のご配慮をお願いしたく存じますので、よろしくお取り計らい願います。

（実務者研修の「介護過程Ⅲ」の受講による実技試験免除について）

福祉系高校ルート（特例高校、平成20年度以前の入学者に限る）並びにEPAルートを受験者は介護福祉士国家試験（以下、「国家試験」という。）において実技試験を受験する必要がありますが、特定の研修を受講した者については実技試験を免除できることとしています。令和3年度国家試験より、当該受験者のうち、実務者研修の「介護過程Ⅲ」（以下、「介護過程Ⅲ」という。）を修了した者についても実技試験を免除することとしています。

（「介護過程Ⅲ」の開講促進について）

令和6年度国家試験を受験するEPAルートを受験者の入国状況から（令和3年度入国者1,160名）、「介護過程Ⅲ」のみの受講を希望する者が例年に比べ急増することが見込まれるところです。

現在、EPAルートを受験者の受入支援を行う公益財団法人国際厚生事業団等において、当該入国者の実技試験免除のために、各実務者研修実施機関に対して「介護過程Ⅲ」のみ開講されるよう調整を進めているところです。

（「介護過程Ⅲ」の開講にあたり届出の特段の配慮について）

各実務者研修実施機関が「介護過程Ⅲ」のみの開講を行うためには、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知）別添2のⅡに基づき、設置計画書の変更の届出を変更日の9か月前まで、指定申請書の変更の届出を変更日の3か月前までに提出することが必要とされているところですが、上記の状況を踏まえ、「介護過程Ⅲ」の開講に伴いこれらの変更を行う場合については、期日によ

らずに柔軟にその届出を受理いただけるよう、特段の配慮をお願い申し上げます。

(「介護過程Ⅲ」のみ開講にあたり留意事項)

なお、「介護過程Ⅲ」受講による実技試験免除の取り扱いについては、令和3年度より実施しているところですが、その際に、以下の点に留意の上、実施するよう依頼していますので、改めて周知いたします。

① 実務者研修修了は実務経験ルートを受験者の受験要件となっており、実務者研修を修了した者は、介護技術講習と同等程度の技能を獲得していると判断されることから、実務経験ルートを受験者は実技試験が免除されている。

これは、実務者研修の「介護過程Ⅲ」の教育に含むべき事項に、介護過程の展開の実際や介護技術の評価が含まれているためであり、介護技術講習と同様、「介護過程Ⅲ」は実技試験を免除する基準となっている。

② 実務者研修実施機関において「介護過程Ⅲ」のみを受講する実務者研修を実施する場合は、その内容に移動及び排泄、衣服の着脱、食事、入浴等の介助を網羅的に含むこととし、それぞれの技術を習得していることを適性に評価すること。

③ 受講料等の設定にあたっては、教育内容や時間数等を勘案し、既存の実務者研修の受講料等と比較して過度に高額にならないようにすること。

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
資格・試験係 03-5253-1111 (内線 2845)